

公 示

令和5年4月25日

小火器弾薬打がら菓きょうの契約希望募集要領

分任契約担当官

陸上自衛隊旭川駐屯地

第343会計隊長 福島 将臣

小火器弾薬打がら菓きょうの契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

小火器弾薬打がら菓きょうの契約

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の買受け」のA、B又はC等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有するものであること
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から競争契約における参加資格を停止されていない者
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 公募しようとする物品等の性能及び納期を保証できる者

3 説明会

実施しない。細部は11(3)売払及び入札に関する問い合わせ各担当との調整による。

4 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 応募する者は、別紙の「公募契約希望申請書」(以下、「申請書」という。)により、次の事項を証明する資料と競争参加資格審査結果通知書(写し)を添え(審査結果通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒も同封)、1部持参又は郵送すること。
 - ア 過去5年間の本事業又は類似する事業の受注実績一覧表
 - イ 破碎設備等及び体制等を証明する書類(図面、組織図、動員計画、安全体制等)
 - ウ 武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備を証明する図面
 - エ 武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規定
 - オ 下請業者に業務を委託する場合は、下請(予定)企業一覧表
- (2) 受付期限 令和5年5月25日(木)17時
- (3) 提出先 〒070-8630 北海道旭川市春光町国有無番地
陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班 担当 鈴木
電話 0166-51-6111(内線 3348)

5 提出資料の審査等

- (1) 応募する者は、4(1)で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料(以下、「技術資料」という。)を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。
 - ア 製造、検査、修理等に必要な技術、機械器具又は生産設備等を有することを証する書類
 - イ 公募に付する予定品目等の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等及び製造企業と締結している技術援助契約を証明する書類(写し)

ウ 特許等工業所有権が必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）

エ その他必要書類

- (2) 申請書及び技術資料（以下、「提出資料」という。）の提出者は、第343会計隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。
- (3) 提出資料の提出者は、第343会計隊の担当者から、製造体制等の調査のために工場等（下請者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (4) 提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

6 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

7 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出場所：4（3）に同じ
 - ウ その他：書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 分任契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 分任契約担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 提出資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び5（1）から同（3）に反した者については、当該品目の契約相手方としない。
- (2) 提出資料の作成、提出及び説明並びに5（3）の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。
- (4) 提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続き済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

10 指名競争候補者の義務等

- (1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。
- (2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求を行わなければならない。

11 その他の注意事項

- (1) 別表の品目については、当該年度の調達予定、過去の実績を想定し記載しているため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、品目の追加又は削除を行うことがある。
なお、場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがある。
- (2) 応募に当たっては、申請書の添付資料のうち、既に当該年度中に別の調達案件で同一分任契約担当官に提出している場合、応募者はその旨を届け出ること再度の提出を省略できる。ただし、5（1）イについては、既提出年度分以降の最新年度分等がある場合には提出を要する。
- (3) 売払及び入札に関する問い合わせ
 - ア 〒070-8630 北海道旭川市近文7-1 北海道補給処近文台弾薬支処 補給科 補給管理班
TEL 0166-51-6455（内線6238）担当 佐藤
 - イ 〒070-8630 北海道旭川市春光町国有無番地 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班
TEL 0166-51-6111（内線3348）担当 鈴木

別紙

公募契約希望申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 殿

所在地
会社名
代表者名

当社は、令和5年4月25日付公募の下記品目に関し、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

記

No	登録番号	No	登録番号	No	登録番号	No	登録番号
1							

添付書類

- 1 過去5年間の本事業又は類似する事業の受注実績一覧表
- 2 破碎設備等及び体制等を証明する書類（図面、組織図、動員計画、安全体制等）
- 3 武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備を証明する図面
- 4 武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規定
- 5 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

※ 添付する書類のみを記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については取消線を引くものとする）。

公募契約品目等一覧

登録番号	応募区分	調達項目	調達品目等	希望条件等	備考
1	売 払	小火器弾薬の打がら薬きょう	小火器弾薬の打がら薬きょうの売払い	<ul style="list-style-type: none">・武器等製造法に準ずる保管設備を有し、かつ、保管規定を定める・打ちがら薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているもの・盗難防止の為、警備員は常時専従とし、作業員は兼ねてはならない・保管所敷地の出入口又は保管所出入口に対し防犯カメラを設置するもの	